

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
宮内庁地方拠点（正倉院事務所、御料牧場及び京都事務所）用サーバの賃貸借及び保守	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年4月1日	新日鉄住金ソリューションズ株式会社 東京都中央区新川2-20-15	本件は、平成20年3月に購入した正倉院事務所、御料牧場及び京都事務所におけるネットワークサーバの更新を行うものであり、既存のサーバの機能、アプリケーション構成及び設定に加え、宮内庁ネットワークの構成を熟知し、かつ、機密性の高い情報を取り扱うため、過去に当庁における設定業務を行った実績を有する者と契約を締結する必要があることから、宮内庁ネットワークを設計・構築し、現在に至るまで運用保守を請け負っている新日鉄住金ソリューションズ(株)のみが本業務に必要な情報を熟知している唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項)	5,166,000	5,166,000	100%	—				
インターネット接続サービス	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年4月1日	ソフトバンクテレコム株式会社 東京都港区東新橋1-9-1	本件は、平成23年7月から4年間使用することを前提に同年5月に入札を実施し、同社が落札したものであり、1年間のみ使用することを前提に入札を行う場合と比較して安価であるため。 (会計法第29条の3第4項)	11,844,000	11,844,000	100%	—				
反射式複写機の賃貸借及び保守（15個）	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年4月1日	富士ゼロックス株式会社 東京都港区六本木3-1-1	本件は、既に調達済みの反射式複写器にかかる保守（単価契約）を行うものであり、製造メーカーである同社以外に技術的要件等を兼ね備える者がいないか公募した結果、参加意思表示がなかったことから同社と契約したものである。 (会計法第29条の3第4項)	4,423,380	4,423,380	100%	—				単価契約 (契約金額は予定総額)
反射式複写機の保守（5個）	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年4月1日	株式会社リコー 東京都中央区銀座8-13-1	本件は、既に調達済みの反射式複写器にかかる保守（単価契約）を行うものであり、製造メーカーである同社以外に技術的要件等を兼ね備える者がいないか公募した結果、参加意思表示がなかったことから同社と契約したものである。 (会計法第29条の3第4項)	1,376,916	1,376,916	100%	—				単価契約 (契約金額は予定総額)
全身用コンピュータ断層撮影装置及び磁気共鳴断層撮影装置の借入	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年4月1日	東芝医用ファイナンス株式会社 東京都文京区本郷3-15-2	全身用コンピュータ断層撮影装置は、当初のリース期間満了後、再リースを検討したところ、機器本体も支障なく稼働しており、かつ、価格調査の結果、明らかに市場価格よりも低価格で同社から借入できることが見込まれるため。 (会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第4号)	2,741,760	2,741,760	100%	—				
視野計システム、眼底カメラシステム、自動生化学分析装置及び臨床検査システムの借入	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年4月1日	日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋2-15-12	視野計システム及び眼底カメラシステムは、平成24年12月に当初リース期間を迎え、再リースを検討し、また、自動生化学分析装置及び臨床検査システムは平成26年1月に当初リース期間を迎えることから、再リースを検討したところ、いずれの機器本体も支障なく稼働しており、かつ、価格調査の結果、明らかに市場価格よりも低価格で同社から借入できることが見込まれるため。 (会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第4号)	4,428,282	4,428,282	100%	—				

公共調達 の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
カラー写真用自動現像装置保守	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年4月1日	N&Fテクノサービス株式会社 東京都品川区西五反田3-6-32	カラー写真用自動現像装置を平成19年12月から借入しているところ、製造メーカーの保守部門を引き継いでいるN&Fテクノサービス株式会社以外に保守点検をさせた場合、機器使用に著しい支障が生じる恐れがあるため。（会計法第29条の3第4項）	1,050,861	1,050,861	100%	—				
新聞（朝日新聞ほか）の購入	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年4月1日	丸の内新聞事業協同組合 東京都千代田区内幸町1-7-10	同組合は、中小企業協同組合法の規定に基づき設立された組合であり、宮内庁所在地域の新聞指定取扱店である。このことから、当該事業協同組合の保護育成のため、直接当該物件を購入する。（会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第99条第18号）	4,847,140	4,847,140	100%	—				単価契約（契約金額は予定総額）
テレビ放送受信料	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年4月1日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1	当該テレビ放送は、同協会においてのみ提供されているものであり、放送法第32条第1項の規定により支払い義務があるため。（会計法第29条の3第4項）	2,671,025	2,671,025	100%	—				
宮内庁における郵便の業務（信書に係るものであって料金を後納にするもの）	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年4月1日	日本郵便株式会社 銀座局 東京都中央区銀座8-20-26	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、郵便事業株式会社しかなく競争を許さないため。（会計法第29条の3第4項）	—	3,510,343	—	—				単価契約（契約金額は郵便約款による予定総額）
御紋型和三盆糖菓子の製造	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年4月1日	①株式会社 虎屋 東京都港区赤坂4-9-22 ②有限会社 三谷製糖羽根さぬき本舗 香川県東かがわ市馬宿156-8 ③株式会社 清月堂本店 東京都中央区銀座7-16-15 ④株式会社 花園万頭 東京都新宿区新宿5-16-15	本調達は、競争によることを許さないと判断し、公募を行った結果、すべての要件を満たした者と契約した。（会計法第29条の3第4項）	16,515,000	16,515,000	100%	—				単価契約（契約金額は予定総額）
宮殿装飾用「生け花」	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年4月1日	①株式会社 花慶 東京都千代田区岩本町1-9-2 ②株式会社 日比谷花壇 東京都千代田区内幸町1-1-1	諸儀式等に使用される生け花は高水準のものでなくてはならない。諸儀式等は年間140件程行われ、調達数量が多くなる場合にも、当庁の要望に迅速かつ的確に応えられる業者を選定する必要がある。また、業者に不測の事態が生じた場合でも、諸儀式等の執行を確実にするため、2社と契約を結ぶ必要がある。以上をふまえて市場価格調査を行った結果、有利な価格で調達ができ、当庁での実績を有し信頼がおける同社と契約した。（会計法第29条の3第4項）	5,238,760	5,176,721	98.8%	—				単価契約（契約金額は予定総額）

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
皇太子同妃両殿下オランダ国御訪問に関する受託手荷物取扱業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年4月19日	日本航空株式会社 東京都品川区東品川2-4-1	皇太子同妃両殿下オランダ国御訪問において、政府専用機を使用することとなった。当該機を使用する際、空港地上支援業務（グランドハンドリング）については防衛省と要請者（宮内庁）において業務分担を行うことになっており、機側支援、ランプ業務、整備支援業務を防衛省が、旅客、手荷物、貨物業務を要請者がそれぞれ分担して執り行うこととなっている。 防衛省では機側支援、ランプ業務、整備支援業務を日本航空株式会社に業務委託しているが、要請者が業務分担となっている部分についても同省が業務委託している業務と一体で執り行う必要があるため。 (会計法29条の3第4項)	1,573,283	1,573,283	100%	-				
宮殿ほか空調用自動制御装置点検保守	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年4月1日	アズビル株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	本件は、宮殿、御所、東宮御所、東宮御所赤坂設備センター、常陸宮邸、赤坂東邸、須崎御用邸、宮内庁病院及び宮内庁庁舎に設置されている空調用自動制御装置の点検保守を行うものである。 当該設備は建物内の空調・給湯設備運転監視における自動制御機器であり、重要な施設に設置されているため、故障等の不具合によって機能が阻害された場合、その被害と影響は多大なものとなる。従って、本業務においては、当該設備に対して高度の保守管理技術を有し、故障等が発生した場合における適切かつ迅速な対応能力と修理能力を有する業者を選定することが求められる。 また、当該設備は、製造者が中央監視設備、通信方式、システムの制御等、当庁の運転監視環境に合わせて設計した独自性の高い設備であり、設計・製造したものの以外に点検保守を任せられた場合、空調・熱源設備が正常に動作しない等、当該設備の運転に著しい支障が生じる恐れがある。 アズビル株式会社は当該設備を設計・製造した会社であり、当該設備を熟知した唯一の会社であるため。 (会計法29条の3第4項)	(非公表)	12,705,000	-	-				
宮殿特高受変電設備その他点検保守	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年4月1日	株式会社東芝 東京都港区芝浦一丁目1番1号	本業務は、皇居内設備管制所に設置されている特別高圧受変電設備点検並びに皇居内各変電所と設備管制所間に設置されている電力監視設備及び赤坂御用地内各変電所と東宮御所赤坂設備センター間に設置されている電力監視設備の点検保守を行うものである。 当該設備は、皇居内各所への安定した電力供給、皇居内各変電所と設備管制所間及び赤坂御用地内各変電所と東宮御所赤坂設備センター間の電力使用量や設置機器の動作状況の監視上最も重要な設備である。当該変電設備を構成する主要変換機器や電力監視設備の運用、計測等は信号をソフトウェアでとまめ、グラフィックパネルや警報表示盤等へ出力することで行っており、これらにかかる機器は全て東芝独自のものであり、製造者の設計による独自性の高い設備であるため機器を設計・製造したものの以外に点検保守を任せられた場合、当該設備に著しい支障が生じる恐れがある。 東芝は、当該設備を設計、製造した会社であり、当該設備を熟知した唯一の会社であるため。 (会計法29条の3第4項)	(非公表)	4,935,000	-	-				

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員 の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の 区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応募 者数	
皇居参観案内業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年4月1日	公益財団法人菊葉文化協会 東京都千代田区千代田1-1	本業務は、皇居の参観案内を行うものである。 本業務を行うにあたっては、皇居の歴史的・文化的にも貴重な施設等を十分に熟知している必要があり、併せて参観者等の問い合わせに対するための確かな知識が必要である。また、宮中行事の都合により参観案内業務への対応、要員の配置等についても宮内庁の各担当課の指示に従った速やかな対応が必要とされる。 上記を踏まえ、本業務については、応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、宮内庁が継承し、管理しているこれらの伝承文化や文化財について、調査研究、国民への紹介等を行うとともに、皇居等の歴史的・文化的に貴重な施設等を、地域文化・国民文化の向上等に寄与することを目的として設立され、本業務に求められる信頼性と実績を有する公益財団法人菊葉文化協会を契約の相手方とする契約手続を行う予定としていた。 公募の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、公益財団法人菊葉文化協会が本業務を遂行できる唯一の機関であると確認されたため。 (会計法29条の3第4項)	(非公表)	1,334,991	-	5	公財	国	1	単価契約
J C I S及びコリンズ・テクリスWeb版検索システムの利用	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年4月1日	一般財団法人日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7-10-2 0アカサカセブンスアヴェニュービル	公共工事の発注をめぐり、入札・契約手続きにおける不正行為の防止、建設市場の国際化への対応などの社会的要請を背景に、平成5年12月21日の中央建設業審議会（建設大臣の諮問機関）により、「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」の建議がまとめられ、この建議の中で、各発注機関が共同で利用でき、建設会社の技術力を公正に評価しうる工事実績情報等のデータベース整備の必要性が求められた。 これを受け、旧建設省の要請で広く建設情報を手がけている（財）日本建設情報総合センター（JACIC：ジャック）が公益法人という立場で、工事実績情報等のデータベースを構築し、各発注機関へ情報提供を行うこととなった。このデータベースのうち、工事実績情報を取りまとめたものが「CORINS（コリンズ：工事実績情報サービス）」、測量調査設計業務を取りまとめたものが、「TECRIS（テクリス：測量調査設計業務実績情報サービス）」である。 また、CORINS情報と財団法人建設業技術者センターが提供する企業情報を一体的に検索できるシステム「JCIS（ジェイシス：JC情報サービス）」にて、建設業法第26条第3項に定められている監理技術者及び主任技術者の適正配置の確認・徹底を図ることができた。 以上の「CORINS」、「TECRIS」及び「JCIS」各情報サービスの提供は、（財）日本建設情報総合センターのみで行っているため。 (会計法第29条の3第4条)	3,530,000	3,530,000	100%	-				
皇居西地区機械設備その他点検保守ほか	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年4月1日	日本ビル・メンテナンス株式会社 東京都中央区日本橋三丁目1 2番2号	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	(非公表)	84,945,000	-	-				
須崎御用邸温泉需給	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年4月1日	下田温泉株式会社 静岡県下田市西本郷一丁目7 番17号	本件は、温泉受入口まで引湯を行わせるものである。須崎御用邸が所在する地域における温泉供給の業務は、下田温泉のみが行っており、同社は須崎御用邸へ引湯を行うことのできる設備を持っている。このため、同社は安定して当該御用邸に引湯を行うことが出来る唯一の業者であるため。 (会計法第29条の3第4項)	2,912,285	2,912,285	100%	-				単価契約

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
中形菊焼残月	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年4月1日	①株式会社虎屋 東京都港区赤坂4-9-22 ②株式会社清月堂本店 東京都中央区銀座7-16-15 ③株式会社花園万頭 東京都新宿区新宿5-16-15	菊焼残月は春季・秋季園遊会招待者並びに春・秋に表彰される叙勲者等へ賜与されるものである。本製品の特殊性を考えると、確実な製造と安定した納品が不可欠である。これらを検討し、市場調査を行った結果、製品の納入が多量になる場合は1社では製造が不可能であること。また、不測の事態が生じた場合の対応を考慮した結果、製品調達を確実にできる者は3社のみであった。今回契約する3社は永年にもつたり、確実な納入実績を有しており、十分な信頼性をそなえているため。（会計法第29条の3第4項）	13,945,960	13,945,960	100%	-				単価契約 (契約金額は3社合計の予定総額)
盛花他	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年4月1日	株式会社花慶 東京都千代田区岩本町1-9-2	宮中の招宴において卓上を飾る盛花は、行事の性格上と宮殿という場所の特殊性から高水準のものでなくてはならない。国賓晩餐等の大きな行事では、様々な大きさの盛花を多数生け込み、卓上に配置するため、その技術力はもちろんのこと、花材については季節、賓客、場所等に配慮した最良の物を用意できる業者でなければならない。同社は、卓上を飾る盛花の生け込みに精通しており、また、宮殿使用開始以来の経験と実績を有し、十分な信頼性を備えている。（会計法第29条の3第4項）	3,141,712	3,141,712	100%	-				単価契約 (契約金額は2社合計の予定総額)
宮中諸宴並び園遊会等の配膳業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年4月1日	①株式会社東邦サービス 埼玉県戸田市本町1-3-3 ②株式会社西東京スタッフ 東京都西東京市南町4-4-2-303	宮中で催される諸宴の配膳を当庁職員だけでは対応できないため、不足となる配膳人を外部より派遣依頼をし、対応している。特に晩餐、午餐等の接遇は、伝統に基づいた格調高い儀式であるため、配膳にも長年の経験と技術が必要となる。この二社は40数年、宮中の様々な配膳業務を経験し配膳方法にも熟知しており、安心して行事を任せられる十分な信頼性を備えている。なお、大きな行事の際、多数の必要人員を確保するためには一社では困難なため二社と契約した。（会計法第29条の3第4項）	13,918,212	13,918,212	100%	-				単価契約 (契約金額は2社合計の予定総額)
正倉院電気設備中央監視装置保守業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 東京都府中市上京区京都御苑3	平成25年4月1日	(株)東芝関西支社 大阪府北区角田町8番1号	本業務は、宝庫を含む正倉院構内電気設備を円滑に運用するための中央監視装置を保守点検する業務であり、併せて電気の使用状況、使用量、各機器状況（宝庫機器故障など）の監視装置保守業務を行うものである。 この業務を行うにあたっては、同装置を十分に熟知していることが必要とされる。 さらに保守点検にあたっては、特定の企業等の技術に偏ることなく、中立性・公平性をもって適正に調査、検討を進めていく必要がある。 上記を踏まえ、本業務については、応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、これら機器を円滑に運用できるためのソフトウェアシステムを開発し、本業務に求められる技術力や実績等を満たす、(株)東芝関西支社を契約の相手方とする契約手続を行うことを予定していた。 公募の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、(株)東芝関西支社が本業務を遂行できる唯一の機関であると確認されたため。 (会計法第29条の3第4項)	(非公表)	1,627,500	-	-				定期的な役務（年間の保守業務）

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
正倉院東西宝庫ほか空調及び衛生設備保守業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成25年4月1日	第一工業（株）大阪支店 大阪市北区西天満3丁目6番4号	本業務は、正倉院東西宝庫に保存されている宝物を最良の状態に保つための設備の保守点検を行う業務であり、併せて同一システムで管理を行う正倉院事務所の空調設備及び衛生設備の保守業務を行うものである。 この業務を行うにあたっては、同設備を十分に熟知している必要があり、併せて故障等が発生した場合迅速に対応が行えることが必要とされる。さらに保守点検にあたっては、特定の企業等の技術に偏ることなく、中立性・公平性をもって適正に調査、検討を進めていく必要がある。 上記を踏まえ、本業務については、応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、これら機器を円滑に運用できるためのソフトウェアシステムを開発し、本業務に求められる技術力や実績等を満たす、第一工業（株）大阪支店を契約の相手方とする契約手続を行うことを予定していた。 公募の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、第一工業（株）大阪支店が本業務を遂行できる唯一の機関であると確認されたため。 （会計法第29条の3第4項）	(非公表)	8,715,000	—	—				
X線分析装置保守業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成25年4月1日	スペクトリス（株）バナリティカル事業部 大阪市淀川区宮原5丁目1番18号新大阪サンアールセンタービル	本業務は、正倉院宝物の無機材料（金属、石、顔料等）について化学組成及び結晶組成の解明調査に使用するX線分析装置の保守点検を行うもので、この業務を行うにあたっては、同装置を十分に熟知し専門的な知識や技術力を持つている必要があり、併せて故障等が発生した場合には迅速に対応が行えることが必要とされる。 さらに保守点検にあたっては、特定の企業等の技術に偏ることなく、中立性・公平性をもって適正に調査、検討を進めていく必要がある。 上記を踏まえ、本業務については、応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、同装置を開発し、本業務に求められる技術力や実績等を満たす、スペクトリス株式会社バナリティカル事業部を契約の相手方とする契約手続を行うことを予定していた。 公募の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、スペクトリス株式会社バナリティカル事業部が本業務を遂行できる唯一の機関であると確認されたため。 （会計法第29条の3第4項）	(非公表)	2,226,000	—	—				定期的な役務（年間の保守業務）
電子顕微鏡装置保守業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成25年4月1日	日本電子（株）大阪支店 大阪市淀川区西中島5-1-4 5新大阪INビル	本業務は、正倉院宝物の工芸材（植物材、金属材、石材、顔料等）の材質調査及び元素分析調査に使用する電子顕微鏡装置の保守点検を行うもので、この業務を行うにあたっては、同装置を十分に熟知し専門的な知識や技術力を持つている必要があり、併せて故障等が発生した場合には迅速に対応が行えることが必要とされる。 さらに保守点検にあたっては、特定の企業等の技術に偏ることなく、中立性・公平性をもって適正に調査、検討を進めていく必要がある。 上記を踏まえ、本業務については、応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、同装置を開発し、本業務に求められる技術力や実績等を満たす、日本電子株式会社大阪支店を契約の相手方とする契約手続を行うことを予定していた。 公募の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、日本電子株式会社大阪支店が本業務を遂行できる唯一の機関であると確認されたため。 （会計法第29条の3第4項）	(非公表)	1,365,000	—	—				定期的な役務（年間の保守業務）

公共調達 の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
プロパンガス	分任支出負担行為担当官 宮内庁御料牧場長 櫻井 保 栃木県塩谷郡高根沢町 上高根沢6020	平成25年4月1日	烏山通運株式会社 栃木県那須烏山市金井2-20-10	当場に設置されているプロパンガスの計量器および調整器が同社所有であるため、プロパンガスの供給を受けられる業者が同社のみであるため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	1,799,322	-	-				単価契約 (契約金額は年間予定総額)
産業廃棄物（動物性残渣、動物死体）収集・運搬業務委託	分任支出負担行為担当官 宮内庁御料牧場長 櫻井 保 栃木県塩谷郡高根沢町上高根沢6020	平成25年4月1日	富士化学株式会社 東京都西多摩郡瑞穂町 二本木433-2	当場の事業において排出される産業廃棄物（動物性残渣・動物死体）について、栃木県産業廃棄物対策一般廃棄物担当及び栃木県産業廃棄物協会に調査した結果、関係法令に基づき適正に収集・運搬し、最終処分まで行える業者は全国でも数社しかなく、関東地区では同社のみであるため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	63,000	-	-				単価契約 年間予定総額 3,276,000円
航空機借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年4月5日	全日本空輸株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター	天皇皇后両陛下の行幸啓に当たり航空機を借り上げたもの。御利用区間で航空機を運行する会社は同社以外にないため。（予算決算及び会計令第99条第8号）	(非公表)	9,399,289	-	-				
京都御所ほか参観案内業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成25年4月5日	公益財団法人菊葉文化協会 東京都千代田区千代田1-1	本業務は、宮内庁が管理しているさまざまな皇室関連施設に関する歴史や文化について、国民への紹介等を行うことを目的とする。 これら参観案内等の業務を行うにあたっては、京都御所等の歴史的・文化的にも貴重な施設等であることを十分に熟知している必要があり、併せて参観者等の問い合わせに対して的確に答えられる知識が必要とされる。 さらに案内業務にあたっては、特定の企業等の技術に偏ることなく、中立性・公平性をもって適正に調査、検討を進めていく必要がある。 上記を踏まえ、本業務については、応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、宮内庁が継承し、管理しているさまざまな伝承文化や文化財について、調査研究、国民への紹介等を行うとともに、京都御所等の歴史的・文化的に貴重な施設等を、地域文化・国民文化の向上に寄与することを目的とし、本業務に求められる信頼性と実績等を有する公益財団法人菊葉文化協会を契約の相手方とする契約手続を行うことを予定していた。 公募の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、公益財団法人菊葉文化協会が本業務を遂行できる唯一の機関であると確認されたため。 (会計法第29条の3第4項)	(非公表)	2,837,688	-	5	公財	国	1	単価契約 (契約金額は予定総額)
列車座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年4月10日	東日本旅客鉄道株式会社 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号	天皇皇后両陛下の行幸啓に当たり列車の座席を借り上げたもの。御利用区間で鉄道を運行する会社は同社以外にないため。（予算決算及び会計令第99条第8号）	899,560	899,560	100%	-				

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
列車座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年5月1日	東海旅客鉄道株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4 JRセントラルタワーズ	皇太子殿下の三重県行啓に際し、新幹線及び特急列車の座席を借り上げたもの。御利用区間で新幹線を運行する会社は同社以外にないため。（会計法29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第8号）	1,106,400	1,106,400	100%	-				
「春日権現験記絵」保存修理	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年 5月15日	株式会社岡墨光堂 京都府京都市中京区富小路通三条上る	皇室用美術工芸品の修理事業であり、過去において修理対象品と同時代・同等作家の作品修理の実績を有し、同一工場の技術者による画一した保存修理が必要とされるため、卓越した伝統保存修理技術を有した同者以外に本事業が行えないため。 また、参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示を行ったが、同確認書の提出者がいなかったため。 （会計法第29条の3第4項）	58,875,075	58,875,075	100%	-				
天皇皇后両陛下の行幸啓に係る宿泊室の賃貸等	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年5月17日	大和リゾート株式会社 大和山ロイヤルホテル 鳥取県西伯郡伯耆町丸山な中祖1647-13	天皇皇后両陛下の行幸啓に当たり、両陛下の御宿泊所は前後の行事日程を勘案し、行幸啓先都道府県の推薦に基づいて決定されるため。（会計法第29条の3第4項）	1,345,000	1,345,000	100%	-				
航空機座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年5月21日	株式会社JTBコーポレートセールス 本社営業部 東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー27階	本件皇族御訪問は、スウェーデン国王陛下御招待による同国第二王女マデレーン殿下結婚式の式典に御参列することを目的とするため、緊急に座席の確保を必要とする。皇族の外国御訪問における航空機の借上については、警備上の要請による措置、行事の時間及び場所との関連性等を考慮する必要がある。これらの要求に 대응することができ、海外事情に精通し、支援体制が整備された十分信頼できる業者でなければならない。よって、同社を契約の相手方に選定した。（会計法第29条の3第4項）	3,495,920	3,495,920	100%	-				
正倉院正倉整備工事に伴う現場公開関連補助業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成25年5月29日	TSP太陽（株）大阪支店 大阪市淀川区木川東4丁目8番33号	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 （会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	（非公表）	7,875,000	-	-				
航空機座席借上外	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年6月3日	株式会社JTBコーポレートセールス 本社営業部 東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー27階	本件皇族御旅行（非公式）については、同行する団体が皇族殿下を始めとする御一行の旅行諸手配を同社に一括依頼しており、当庁から随伴する職員は航空機座席等についても、常にお側にお仕えるために必要な座席等の確保ができるのは同社のみであるため。 （会計法第29条の3第4項）	1,382,380	1,382,380	100%	-				

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
皇太子殿下スペイン国御訪問特別便に関わる受託手荷物取扱業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年6月3日	日本航空株式会社 東京都品川区東品川2-4-11	皇太子殿下スペイン国御訪問において、政府専用機を使用することとなった。当該機を使用する際、空港地上支援業務（グラウンドハンドリング）については防衛省と要請者（宮内庁）において業務分担を行うこととなっており、機側支援、ランプ業務、整備支援業務を防衛省が、旅客、手荷物、貨物業務を要請者がそれぞれ分担して執行することとなっている。 防衛省では機側支援、ランプ業務、整備支援業務を日本航空株式会社に業務委託しているが、要請者が業務分担となっている部分についても同省が業務委託している業務と一体で執行を行う必要があるため。 (会計法29条の3第4項)	2,001,846	2,001,846	100%	-				概算契約
正倉院宝物伎楽面修理事業第3次10ヵ年計画初年度「彩色剥落止め工程」	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成25年6月3日	(株) 岡墨光堂 京都市中京区富小路三条上ル	本事業は、長期計画に基づいた修理事業であり、文化財修理の豊富な経験・技術・知識を有する技術者による一貫した修理が必要である。さらに修理事業にあたっては、特定の企業等の技術に偏ることなく、中立性・公平性をもって適正に調査、検討を進めていく必要がある。 上記を踏まえ、本事業については、応募要件を満たし、本事業の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本事業に当初より携わり、その修理実績が申し分なく、優れた成果をあげている(株) 岡墨光堂を契約の相手方とする契約手続を行うことを予定していた。 公募の結果、参加意思確認書の提出者はなく、(株) 岡墨光堂が本業務を遂行できる唯一の機関であると確認されたため。(会計法第29条の3第4項)	(非公表)	4,284,000	-	-				
正倉院宝物伎楽面修理事業第3次10ヵ年計画初年度「割損・朽損補修工程」	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成25年6月3日	北村謙一(昭齋) 奈良市西包永町3	本事業は、長期計画に基づいた正倉院宝物の保存修理事業であり、過去において修理対象品と同等の漆工品の修理実績を有し、本事業のノウハウや文化財保存修理の豊富な経験・技術・知識を有した技術者による一貫した保存修理が必要とされるため、卓越した保存修理技術を有した同者以外に本事業が行えないため。(会計法第29条の3第4項)	(非公表)	3,349,500	-	-				
航空機座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年6月4日	株式会社JTBコーポレートセールス 本社営業部 東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー27階	本件皇族御訪問については、御日程確定後緊急に座席の確保をする必要がある。皇族の外国御訪問における航空機の借上については、警備上の要請による措置、行事の時間及び場所との関連性等を考慮する必要がある。これらの要求に応ずることができ、海外事情に精通し、支援体制が整備された十分信頼できる業者でなければならぬ。よって、同社を契約の相手方に選定した。(会計法第29条の3第4項)	17,911,720	17,911,720	100%	-				

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
普通乗用自動車 3両	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年6月12日	トヨタ自動車株式会社 東京都豊島区東池袋 3丁目3番5号	皇室におけるこれらの車両は、当庁の仕様に基づく特別架装を施し同社のみが製造、直接販売を行っている。当庁の仕様については車体前部中央に旗を取り付ける台座を設置する。（台座は「道路運送車両法第18条の2・突起物規制」で定める基準に適合している。）また、御乗降の際に御負担とならないようドア開口部の敷居部とフロアの高さがほぼフラットな構造であり、室内空間においてはあらゆる服装でも十分にゆとりがあるなどの特質機能を有する。さらに経常における車両のメンテナンスサービス体制の充実はもとより、地方行幸啓及び行啓等の際、緊急に車両整備が必要な場合において迅速かつ適切な対応が可能である全国屈指の充実したネットワークを同社が保有しているため。（会計法第29条の3第4項、特例政令に該当）	57,185,100	57,185,100	100%	—				
列車座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年6月19日	東海旅客鉄道株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ	天皇皇后両陛下の行幸啓に当たり列車の座席を借り上げたもの。御利用区間で鉄道を運行する会社は同社以外にないため。（予算決算及び会計令第99条第8号）	1,162,240	1,162,240	100%	—				
天皇皇后両陛下の行幸啓に係る宿泊室の賃貸等	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年6月19日	株式会社ロイヤルホテル 大阪市北区中之島5丁目3番6号	天皇皇后両陛下の行幸啓に当たり、両陛下の御宿泊所は前後の行事日程を勘案し、行幸啓先都道府県の推薦に基づいて決定されるため。（会計法第29条の3第4項）	820,000	820,000	100%	—				
列車座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年6月26日	東日本旅客鉄道株式会社 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号	天皇皇后両陛下の行幸啓に当たり列車の座席を借り上げたもの。御利用区間で鉄道を運行する会社は同社以外にないため。（予算決算及び会計令第99条第8号）	1,654,950	1,654,950	100%	—				
ティアラ等の製造	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年7月17日	株式会社ミキモト 東京都中央区銀座4-5-5	ティアラ等の製造については、企画競争による業者選定の基準に基づき選定を行った結果、同社の提案書が当庁にとって最善のものと判定されたので契約した。（会計法第29条の3第4項）	27,930,000	27,930,000	100%	—				
宮内庁サーバ室サーバラックの設置作業	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年7月19日	新日鉄住金ソリューションズ株式会社 東京都中央区新川2-20-15	宮内庁サーバ室サーバラックの設置作業を行うにあたっては、宮内庁情報ネットワークを始めとする既存システムの停止、復旧かつ適切に稼働させる必要がある。また、不測の事態にも対応でき、かつ早急な業務再開を実現できる万全な体制での作業が要求される。よって構築段階からの設定情報やシステムの構成を熟知し、現在に至るまで運用保守を請け負っている新日鉄住金ソリューションズ(株)のみが、リスクを回避できる唯一の業者である。（会計法第29条の3第4項）	3,591,000	3,591,000	100%	—				
皇太子殿下大分県行啓に係る宿泊室の賃貸等	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年7月19日	株式会社エフ・ティー・シー ホテル開発 大分県大分市高砂町2-48	皇太子殿下の大分県行啓に際し、殿下の御宿泊所は前後の行事日程を勘案し、行啓先の都道府県の推薦に基づいて決定されているため。（会計法第29条の3第4項）	1,245,000	1,245,000	100%	—				

公共調達 の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の 数	公益法人の場合			備考
									公益法人の 区分	国所管、 都道府県 所管の区 分	応札・応募 者数	
航空機座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年7月23日	株式会社JTBコーポレート セールス 本社営業部 東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー27階	本件皇族御旅行（非公式）については、関係者が皇族殿下を始めとする御一行の旅行諸手配を同社に一括依頼しており、当庁から随従する職員の航空機座席等についても、常にお側にお仕えるために必要な座席等の確保ができるのは同社のみであるため。 (会計法第29条の3第4項)	1,340,210	1,340,210	100%	-				
航空機座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年8月2日	株式会社JTBコーポレート セールス 本社営業部 東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー27階	本件皇族御旅行（非公式）については、関係者が皇族殿下を始めとする御一行の旅行諸手配を同社に一括依頼しており、当庁から随従する職員の航空機座席等についても、常にお側にお仕えるために必要な座席等の確保ができるのは同社のみであるため。 (会計法第29条の3第4項)	981,980	981,980	100%	-				
航空機座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年8月15日	株式会社JTBコーポレート セールス 本社営業部 東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー27階	本件皇族御旅行（非公式）については、同行する団体が皇族殿下を始めとする御一行の旅行諸手配を同社に一括依頼しており、当庁から随従する職員の航空機座席等についても、常にお側にお仕えるために必要な座席等の確保ができるのは同社のみであるため。 (会計法第29条の3第4項)	4,500,740	4,500,740	100%	-				
正倉院正倉整備工事第4回現場公開に伴う仮設物布設・撤去業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成25年8月15日	TSP太陽(株)大阪支店 大阪市淀川区木川東4丁目8 番33号	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。(会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	(非公表)	1,365,000	-	-				
能楽野墓整備工事予定区域の現況測量事業	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年8月23日	㈱アコード 大阪府大阪市西京区町堀1丁 目10番14号	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。(会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	(非公表)	5,145,000	-	-				
航空機座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年9月2日	株式会社JTBコーポレート セールス 本社営業部 東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー27階	皇族の外国御訪問における航空機の座席借上げについては、警備上の要請による措置、事前公表がなされない措置、行事の時間及び場所との関連性等を考慮する必要がある。本件について、これらの要件に添うことができ、海外事情に精通し、支援体制が整備された十分信頼に値する業者に対し同じ条件の下に見積書を徴収したところ、最も安価な価格を提示した同社を契約の相手方に選定した。(会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第8号)	13,548,300	13,548,300	100%	-				
楽琵琶の製造	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年9月18日	石田琵琶店 東京都港区虎ノ門3-8-4	本件の物品製造にあたり、琵琶楽器の製作者を始め、雅楽楽器販売店、日本雅楽協会及び雅楽振興団体等に市場調査を行い、「石田琵琶店 石田不識（以下「同人」という。）」において、当庁が求める技術的要件等をすべて兼ね備え、豊富な専門的知識を有し、製造販売が可能であることが判明したが、同人以外の者で要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認するため、公募に付し、参加意思確認書の提出招請を行ったところである。 公募の結果、参加意思を希望する者がなかったため、同人と随意契約を締結した。(会計法第29条の3第4項)	3,150,000	3,150,000	100%	-				

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
赤外線デジタルカメラシステムの購入	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成25年9月25日	(株)三井田商事 京都市伏見区竹田西内畑町19番地	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。(会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	1,965,600	1,953,000	99.4%	—				
1連ロッカーほかの購入	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成25年9月27日	(株)三光商事 京都市下京区塚町通高辻下る夕顔町480番地	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。(会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	2,231,250	2,231,250	100%	—				
天皇皇后両陛下の行幸啓に係る宿泊室の賃貸等	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年10月23日	くまもと新世紀株式会社 熊本市中央区上通町2-1	天皇皇后両陛下の行幸啓に当たり、両陛下の御宿泊所は前後の行事日程を勘案し、行幸啓先都道府県の推薦に基づいて決定されるため。(会計法第29条の3第4項)	1,320,000	1,320,000	100%	—				
御簾の製造	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年10月23日	渡邊みすや 渡邊辰雄 東京都江戸川区春江町2-9-10	必要とする製造技法は渡邊みすやのみ保持しているものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項)	4,742,850	4,266,150	89.9%	—				
御乗用列車座席借上料	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年10月25日	東日本旅客鉄道(株) 東京都渋谷区代々木2-2-2	皇太子同妃両陛下の岩手県行啓に際して、新幹線の座席を借り上げたもの。御利用区間で新幹線を運行する会社は同社以外にないため。(会計法29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第8号)	880,500	880,500	100%	—				
御支度品の製造	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年11月1日	(非公表)	皇室において公的行事等で御使用になるもので、過去に多くの納入実績があり、あらゆるご要望に応えることができる相手方であるため。(会計法第29条の3第4項)	(非公表)	(非公表)	—	—				
軽自動車(バン 天然ガス車)の購入	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年11月6日	ダイハツ工業(株) 東京都港区新橋6-19-15	現在、軽自動車のバンで天然ガス車を製造している会社はダイハツ工業株式会社のみである。同社以外に技術的要件等を兼ね備える者がいないか公募した結果、参加意思表示がなかったことから同社と契約したものである。(会計法第29条の3第4項)	1,816,500	1,816,500	100%	—				
天皇皇后両陛下英国御訪問特別便に関わる受託手荷物取扱業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年11月7日	日本航空株式会社 東京都品川区東品川2-4-11	天皇皇后両陛下インド国御訪問において、政府専用機を使用することとなった。当該機を使用する際、空港地上支援業務(グラウンドリッジ)においては防衛省と要請者において業務分担を行うこととなっており、機側支援、ランプ業務、整備支援業務を防衛省が、旅客、手荷物、貨物業務を要請者がそれぞれ分担して執り行うこととなっている。 防衛省では機側支援、ランプ業務、整備支援業務を日本航空株式会社に業務委託しており、要請者(宮内庁)が業務分担となっている部分についても同省が業務委託している業務と一体となって執り行う必要があるため。(会計法29条の3第4項)	2,060,779円	2,060,779円	100%	—				

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
天皇誕生日、新年一般参賀につき風防室布設及び撤去	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年11月7日	株式会社LIXILリフォーム営業部東日本支店 東京都台東区東上野6-9-3	本業務は、天皇誕生日及び新年にあたり、天皇陛下を始めとする皇族方が国民から祝賀をお受けになる行事のために宮殿ベランダに仮設風防室を布設する業務である。 風防室の布設は、叙勲等宮殿東庭を利用する主要行事が終わる12月始めからこの風防室を使用した習礼が行われる12月中旬までの短期間で、その期間中にも行われる宮殿行事等に支障をきたすことなく完成させることが求められる業務である。さらにこの施工可能な期間も行事予定の追加・変更（個々の行事予定は、1週間前にはほぼ確定するが、急に行事の追加・変更がある場合もある。）があるため、事前の工程調整管理が非常に困難な業務でもある。また、風防室は、天皇陛下を始めとする皇族方が御使用する重要な施設であるため、セキュリティ情報（ガラスの厚み、構造等）の十分な管理が必要であるとともに、や宮殿主階に位置する施設であることから、万が一の事故（貸与した仮設物及び既存施設への汚損損傷）が発生しないように細心の注意を払い施工する必要もある。 これらの与条件の中で、安全かつ確実に風防室を組み立てることが求められるため、熟知したものを以外に施工させた場合、宮殿行事等に多大な支障をきたす恐れがある。 株式会社LIXILは、本業務の布設対象となるサッシを製造したメーカーであり、風防室の構造、組立方法、取扱い方法、現場状況等を十分熟知し、本業務を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。 (会計法第29条の3第4項)	(非公表)	4,319,700	-	-				
御支度品の製造	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年11月12日	(非公表)	皇室において公的行事等で御使用になるもので、過去に豊富な履行実績があり、優れた技術を持つ相手方であるため。(会計法第29条の3第4項)	(非公表)	(非公表)	-	-				
天皇皇后両陛下インド国御訪問記録映画の制作	支出負担行為担当官代理 宮内庁長官官房主計課長補佐 川上 泰男 東京都千代田区千代田1-1	平成25年11月15日	株式会社 毎日映画社 東京都千代田区一ツ橋1-1-1	本記録映画を制作するにあたり、本業務の履行を希望する者の有無を確認するために公募を行ったが、他に履行を希望する者がなかったため。 (会計法第29条の3第4項)	2,933,700	2,933,700	100%	-				
天皇皇后両陛下インド国御訪問記録写真の制作	支出負担行為担当官代理 宮内庁長官官房主計課長補佐 川上 泰男 東京都千代田区千代田1-1	平成25年11月15日	株式会社 共同通信社 東京都港区東新橋1-7-1	本記録写真を制作するにあたり、本業務の履行を希望する者の有無を確認するために公募を行ったが、他に履行を希望する者がなかったため。 (会計法第29条の3第4項)	2,032,800	2,032,800	100%	-				
天皇誕生日祝宴料理及び祝宴箱詰料理	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年12月17日	株式会社紀文食品 東京都中央区銀座5-15-1	本業務は天皇陛下御誕生日の祝宴にお出する宮中の伝統的儀式料理の調製を行うものである。同社は昭和46年3月の皇后誕生日祝宴料理から、宮中の伝統的な儀式料理の調製を確実に履行している唯一の業者である。極めて短期間のうちに大量かつ新鮮で優れた品質の食材の調達や、数日間に亘り相当数の熟練した料理人が従事することが求められ、確実に行えるのは同社のみであるため。(会計法第29条の3第4項)	(非公表)	11,430,678	-	-				

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
新年祝宴料理	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成25年12月26日	株式会社紀文食品 中央区銀座5-15-1	本業務は新年祝賀の祝宴にお出しする宮中の伝統的儀式料理の調製を行うものである。同社は昭和46年3月の皇后誕生日祝宴料理から、宮中の伝統的な儀式料理の調製を確実に履行している唯一の業者である。極めて短期間のうちに巨り相当数の熟練した料理人が従事することが求められ、確実に実行するのは同社のみであるため。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	9,983,295	-	-				
航空機座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成26年1月14日	株式会社JTBコーポレートセールス 本社営業部 東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー27階	本件皇族御訪問については、御日程確定後緊急に座席の確保をする必要がある。皇族の外国御訪問における航空機の借上については、警備上の要請による措置、行事の時間及び場所との関連性等を考慮する必要がある。これらの要求に応ずることができ、海外事情に精通し、支援体制が整備された十分信頼できる業者でなければならない。よって、同社を契約の相手方に選定した。（会計法第29条の3第4項）	23,163,780	23,163,780	100%	-				
正倉院正倉整備工事第5回現場公開に伴う仮設物布設・撤去業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成26年1月22日	TSP太陽(株)大阪支店 大阪市淀川区木川東4丁目8番33号	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	1,459,500	1,417,500	97.1%	-				
宝冠大綬章（正章）修理	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成26年2月3日	独立行政法人造幣局 大阪府 大阪市北区天満1-1-79	勲章は独立行政法人造幣局だけが調製しており、修理についても同者の他に適した業者がないため。（会計法29条の3第4項）	2,699,298	2,699,298	100%	-				
航空機借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成26年2月21日	全日本空輸株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター	天皇皇后両陛下の行幸啓に当たり航空機を借り上げたもの。御利用区間で航空機を運行する会社は同社以外にないため。（予算決算及び会計令第99条第8号）	(非公表)	1,944,793	-	-				
御贈進品の購入 1個	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成26年3月14日	(非公表)	皇室において外国元首等への御贈進のために用いる報償品（美術工芸品）であり、代替性がないものであるため。（会計法29条の3の4）	(非公表)	(非公表)	-	-				
蜜料	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成26年3月17日	株式会社ズイカイインターナショナル 長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬12377-6	供奉員がそれぞれの職務を円滑に進められるように、皇族方の宿泊所と同じ施設に職務用の部屋を借り上げる必要があるため。（会計法29条の3第4項）	1,518,000	1,518,000	100%	-				
列車座席借上	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 中田 悟 東京都千代田区千代田1-1	平成26年3月20日	東海旅客鉄道株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ	天皇皇后両陛下の行幸啓に当たり列車の座席を借り上げたもの。御利用区間で鉄道を運行する会社は同社以外にないため。（予算決算及び会計令第99条第8号）	1,369,920	1,369,920	100%	-				